

愛知淑徳大学建築学部所属専攻変更規程

目次

(趣旨)

第1条 この規程は愛知淑徳大学学則第27条第2項及び愛知淑徳大学建築学部規程第9条第2項の規定に基づき、建築学部（以下「学部」という。）における所属専攻の変更（以下、「転専攻」という。）について必要な事項を定める。

(在学の原則)

第2条 学生は、在学期間を通じて同一の専攻に属することを原則とする。ただし、学長の許可があった場合、1回に限り転専攻することができる。

(志願)

第3条 転専攻を志願する学生（以下、「志願者」という。）は、学部長の定める期間内に、所属専攻変更願書に必要な書類を添え、学科主任を経て学部長に提出しなければならない。

(審査選考)

第4条 学部長は、所属専攻変更願書を受理したときは、転専攻志願先の専攻に次の事項についての審査及び調査を行わせ、その結果の報告を求めるものとする。

- (1) 転専攻による学生の受け入れに伴う当該専攻の教育計画への支障の有無
- (2) 当該志願者の転専攻に関する適性
- (3) 当該志願者の転専攻を認める場合の転専攻後の専攻（以下、「新所属専攻」という。）に在学すべき年数
- (4) 当該志願者の転専攻を認める場合の既修得単位の取り扱い

(上申)

第5条 学部長は、前条の報告に基づき当該志願者の転専攻の可否について学部教授会（以下「教授会」という。）において審議し、その結果を学長に上申する。

2 転専攻を許可されなかった学生は、引き続き従前の専攻に所属する。

(辞退の禁止)

第6条 転専攻を許可された学生は、転専攻を辞退することができない。

(修業年限等)

第7条 転専攻した学生の修業年数は、転専攻前に所属した専攻（以下、「前所属専攻」という。）における在学年数に新所属専攻において在学すべき年数を加えた年数とする。ただし、入学時から通算して8年を超えて在学することはできない。

(単位の取り扱い)

第8条 転専攻した学生の、既修得の専門教育科目、全学共通履修科目、学部認定科目等のうち、転専攻の選考に際して新所属専攻の単位として認められた単位は、個別認定もしくは区分変更認定等とする。

(学納金)

第9条 転専攻した学生は、新所属専攻に係る学納金を納入しなければならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長の上申により学長が行う。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。